

年金保険料、産前産後は免除に

知らなきや損する

4月1日から、国民年金保険料で、「産前産後期間の免除制度」がスタートしました。

国民年金制度では、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することになります。自営業者、農業や漁業に従事している人は、国民年金の第1号被保険者として、国民年金の保険料を自分で納めます。厚生年金保険に加入している会社員、公務員の人は、第2号被保険者で、国民年金の保険料を直接納めることはありません。厚生年金が代わって国民年金に必要な費用の負担を行っています。

また、第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収に制限あり）は、第3号被保険者で、国民年金の保険料を納める必要はありません。厚生年金が国民年金に必要な費用を負担しているからです。このように、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、第1号・第2号・第3号被保険者のいずれかになります。2019年度の第1号被保険者の国民年金保険料は、月額16,410円です。夫が自営業者（第1号被保険者）の妻は、妻自身が第2号被保険者でなければ第1号被保険者なので、第3号被保険者の妻と違って保険料の納付が当然必要になるわけです。

出産予定の第2号被保険者には、すでに厚生年金保険料などの免除制度がありますが、第1号被保険者で出産予定者の保険料が、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間、免除される制度が4月から始まることになりました。例えば図のように7月出産予定月なら6から9月までの4か月間の保険料が免除です。双子のような多胎妊娠の場合は、出産予定月7月の3か月前から予定月の翌々月まで4月から9月までの6か月間が免除にな

7月出産予定日の場合

出産予定日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1児の場合			免除	期間			
多胎妊娠			免除	期間			

ります。出産予定月と出産月が異なっても免除期間（4カ月など）の変更はありません。この免除期間は、年金を受けるために必要な資格期間や将来受け取る年金額の計算上も、保険料を納めた期間になります。もし3月に出産した場合は、4月以降に届出を提出し、4・5月の2か月分が免除、4月出産なら、4～6月の3か月分が免除です。

産前産後期間の免除制度を受けるには、市町へ届出が必要です。届出を出産前に行う場合は、出産予定日が確認できる母子手帳などが必要になります。また、産前産後の免除期間は付加保険料の納付はできません。すでに保険料を納付していたり、前納している場合は、免除期間分は還付されます。

第1号被保険者では、経済的に厳しい場合などに、さまざまな免除制度がありますが、将来受け取れる年金額は、保険料をきっかり納めたときの年金額に比べて少なくなります。産前産後の免除制度は、しっかり年金はもらえます。そのための財源は、第1号被保険者で負担するので保険料が19年度月額70円増えることとなります。2、3月に出産した方と、これから出産される方は、届出をお忘れなく。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイブファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00